別紙様式第2号(第25条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度(　　年　　月　　日現在)貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　農林中央金庫

代表理事　氏　　名

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
貸出金		預金	
証書貸付		定期預金	
手形貸付		定期積金	
当座貸越		通知預金	
割引手形		貯蓄預金	
外国為替		普通預金	
買入外国為替		当座預金	
取立外国為替		その他の預金	
外国他店貸		譲渡性預金	
外国他店預け		短期農林債	
有価証券		農林債	
国債		農林債発行高	
地方債		農林債募集金	
短期社債		借用金	
社債		借入金	
株式		再割引手形	
その他の証券		売渡手形	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
商品有価証券		コールマネー	
商品国債		売現先勘定	
商品地方債		債券貸借取引受入担保金	
商品政府保証債		外国為替	
その他の商品有価証券		売渡外国為替	
買入金銭債権		未払外国為替	
買入手形		外国他店借	
コールローン		外国他店預り	
買現先勘定		受託金	
債券貸借取引支払保証金		その他負債	
現金預け金		未決済為替借	
現金		未払費用	
預け金		未払法人税等	

その他資産		前受収益	
未決済為替貸		従業員預り金	
前払費用		給付補塡備金	
未収収益		借入有価証券	
先物取引差入証拠金		借入商品債券	
先物取引差金勘定		売付債券	
保管有価証券等		売付商品債券	
金融派生商品		先物取引受入証拠金	
金融商品等差入担保金		先物取引差金勘定	
リース投資資産		金融派生商品	
その他の資産		金融商品等受入担保金	
有形固定資産		リース負債	
建物		資産除去債務	
土地		その他の負債	
使用権資産		賞与引当金	
建設仮勘定		役員賞与引当金	
その他の有形固定資産		退職給付引当金	
無形固定資産		役員退職慰労引当金	
ソフトウェア		特別法上の引当金	
使用権資産		金融商品取引責任準備金	
その他の無形固定資産		繰延税金負債	
前払年金費用		再評価に係る繰延税金負債	
農林債繰延資産		支払承諾	
農林債発行差金		負債の部合計	
農林債発行費用		（純資産の部）	
繰延税金資産		資本金	
再評価に係る繰延税金資産		普通出資金	
支払承諾見返		（うち後配出資金）	（　）
貸倒引当金	△	優先出資金	
		優先出資申込証拠金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		資本金及び資本準備金減少差益	
		自己優先出資処分差益	
		再評価積立金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	

		○　○　積　立　金 当　年　度　未　処　分　剰　余　金 （又は当年度未処理損失金） 当　年　度　純　利　益 （又は当年度純損失） 合　併　会　員　持　分 自　己　優　先　出　資 自己優先出資申込証拠金 会　員　勘　定　合　計 その他有価証券評価差額金 繰　延　ヘ　ッ　ジ　損　益 土　地　再　評　価　差　額　金 評　価　・　換　算　差　額　等　合　計 純資産の部合計	 △ △
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（第28条第2項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下この様式において同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤　貸倒引当金の計上方法（当年度における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑥　退職給付引当金の計上方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

⑪　その他採用した重要な会計方針

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については、記載を要しない。)

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(8)　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるものと使用貸借契約又は賃貸借契約によるものとに分けて記載すること。)

(9)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。この場合において、それぞれの定義は、農林中央金庫法施行規則第112条第5号ロによるものとする。

(10)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(11)　有形固定資産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額

(12)　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額)

(13)　次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

①　会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

農林中央金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、農林中央金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

(14) 子会社等(農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等をいう。以下この様式において同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(15) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金、定期積金又は農林債を担保とする貸付金(担保とされた預金、定期積金及び農林債の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。

(16) 理事、経営管理委員及び監事との取引による理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金、定期積金及び農林債に係る債務は、この限りでない。

(17) 子会社等の株式又は出資金の総額

(18) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)

② 繰延税金負債

(19) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(20) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(21) 出資一口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

(22) 農林中央金庫法施行規則第109条第1号に規定する額

(23) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(24) 資産の部の社債(当該社債を有する農林中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「使

用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「使用権資産」を除く。)に含めることができる。

6　当該事業年度において、合併対象財産(第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下この様式において同じ。)の全部に、合併(第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下この様式において同じ。)により消滅する信用農水産業協同組合連合会(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下この様式において同じ。)における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

(1)　当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の名称、合併の目的及び合併日

(2)　合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額

(3)　信用農水産業協同組合連合会から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価格で評価している旨

(4)　会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由

7　当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

(1)　当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の名称、合併の目的及び合併日

(2)　合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額

(3)　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(4)　合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該合併について合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す合併と判定した理由

(5)　合併契約において、当該合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨規定している場合は、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

(6)　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由

(7)　前事業年度に行われた合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当該事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

8　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

9　この様式中に記載する金額は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。